

平成21年12月11日

指定管理者の指定について（練馬区立大泉障害者地域生活支援センター）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立大泉障害者地域生活支援センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

(2) 所在地

東京都新宿区西新宿八丁目3番39号 S T S ビル内

(3) 代表者

理事長 山内 美代

3 指定の期間

平成22年5月1日から平成27年3月31日まで（4年11か月間）

4 選定の経過

平成21年4月28日	第1回指定管理者選定小委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議）
5月18日	第1回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議）
6月17日	第二回練馬区議会定例会 （練馬区立障害者地域生活支援センター条例改正案議決）
8月1日	ねりま区報およびホームページで公募、募集要項配布開始

8月10日	応募説明会（参加団体数8）
8月11日～28日	応募書類受付（応募団体数4）
9月2日	経営診断委託
9月4日	第2回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施）
9月7日、18日、10月20日	第3回指定管理者選定小委員会 （施設実地調査の実施）
10月27日	第4回指定管理者選定小委員会 （応募団体の評価・採点）
11月9日	第3回指定管理者選定委員会 （応募団体の審査、指定管理者候補の決定）

## 5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立大泉障害者地域生活支援センターを運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。（審査結果は別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、第2回以降、有識者委員を加えて、評価を行った。

### (1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高いこと。

資金力、借入金の返済能力が優れていること。

収益性が高く、将来性が見込まれること。

### (2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程が整備されていること。

### (3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規程を整備しており、それに基づく運用が行われていること。

また、役員構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されていること。

### (4) 運営実績

都内で多種多様な障害者施設を運営し、障害福祉分野において十分な実績があり、

練馬区内においても、石神井町福祉園・貫井福祉園・貫井福祉工房・しらゆり荘の指定管理を受託していること。

特に、大泉障害者地域生活支援センターと同種の事業所である「杉並障害者自立生活支援センターすだち」において、年間3,000件を超える相談支援を行い、各種の講座・地域ネットワークへの参加・地域との交流を積極的に行っていること。

(5) 効率的運営・効率化への取組

法人のスケールメリットを活かした人材確保、研修体制が整えられていること。

(6) 受託への熱意・意欲

法人の特色やネットワークを活用した支援内容や地域特性に合わせた事業提案等、企画内容およびプレゼンテーションにおいて受託への意欲が認められること。

また、当該施設に関する区の計画・方針を最大限尊重する提案があること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

法人として整備している危機管理マニュアルに基づいた危機管理体制を構築する提案があること。練馬区施設管理マニュアルに沿った点検体制を構築する提案があること。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、多様な施設を運営してきた法人のノウハウを活かした提案があること。併設施設と連携し、施設管理運営を行う提案があること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

利用者からの苦情を解決するための実施要綱が整備されていること。

社会性や客観性を確保するために第三者委員を法人本部内および施設に設置し、利用者の立場を配慮した適切な対応を推進していること。

(10) 職員の育成

法人主催の研修の実施、外部機関が開催する職能研修への積極的参加を促進するなど、職員の資質向上に努めていること。

各職員の経験・能力に配慮し、個別の研修計画を作成し実行していること。

(11) 団体の理念・姿勢

障害児者が主体性をもって地域生活を送ることができるよう、それぞれの自立に向けた活動を支援することを基本として、多面的な事業に取り組んでいること。また、法人の理念を実践に活かすため、職員研修や各事業所でのOJTを活用して職員に

対して周知、徹底させていること。

(12) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

職員の雇用に関して、区民を積極的に雇用する意思があること。また、「(仮称)ペアピア事業」(障害のある子どもを持つ親同士の相談支援事業)実施時において、地域の障害児者のご家族を相談員として活用するなどの提案があること。

(13) 事業等の提案

障害者の地域移行・地域定着のための相談支援として、事業所内での相談だけでなく、入所施設等に赴き、居住の場の確保のための支援を行う提案があること。

また、「(仮称)ペアピア事業」の他、障害者の自立生活支援やボランティア育成を目的にした「大泉 I L 講座」(パソコン教室や各種検定試験支援等、障害者の自立を支援するための講座)、「ボランティア養成講座」等の提案があること。

地域・社会資源との連携を強め、開かれた施設運営を目指し、観桜会の開催等の提案があること。

6 問い合わせ先

練馬区役所健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課事業計画担当係

直通 03-5984-4602

FAX 03-5984-1214

指定管理者選定（社会福祉法人東京都知的障害者育成会）の評価結果  
（練馬区立大泉障害者地域生活支援センター）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 一定のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (4) 併設施設との連携	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	8点
13 事業実施に向けての提案 (1) 障害者自立支援法改正を見据えた質の高い相談支援に向けた提案 (2) 障害者の自立した日常生活・社会生活を営むための提案 (3) 障害者の自主的活動・地域活動支援に対する提案 (4) 地域、関係機関、社会資源との連携についての提案 (5) 地域住民への啓発活動やボランティアの育成に対する提案	10点	8点
合 計	100点	80点